

国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの期間及び昭和48年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで
昭和48年5月から49年3月まで

申立期間については、生計を一緒にしていた実父が保険料を負担してくれ、妻の分と合わせて納付していたが、社会保険庁の記録では納付が確認できないとのことであった。

妻は、申立期間も納付済みである上、妻の記録は昭和54年度分が未納となっていたが、所持していた領収書により納付済みへ記録が訂正されたこともあり、自分の記録も誤りにより確認できない状態になっているとしか思えない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人及び妻は、婚姻後の国民年金加入期間については、申立人の申立期間以外は納付済みとなっている上、納付月の確認できる昭和47年4月から6月まで、55年4月から58年7月までの保険料は、いずれも夫婦の納付月が同一で、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、妻は、申立期間の保険料を、昭和48年4月に一括して納付しているところ、申立人の実父が記載した、夫婦の名前と「国民年金納付受取」、「昭48年分前納」と記載された封筒が存在する上、48年当時、申立人の実父は、土地売却により資金を有していたことを踏まえると、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

申立期間は、自営業の大きな取引先であった得意先が倒産して収入は落ち込み、3 人の子供が幼かったこともあり、生活は大変だった。このため、市役所の国民年金課へ出向き保険料免除申請書を提出した。

国民年金の納付記録が免除でなく未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の得意先であった会社は、申立人が主張するとおり、昭和 57 年 7 月に解散となっていたことなどが確認でき、免除申請を行ったとの申立人の主張を裏付けている。

また、申立人及びその配偶者は、昭和 49 年度以降、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付しており、夫婦そろって 1 年分のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間についての国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

申立期間は、自営業の大きな取引先であった得意先が倒産して収入は落ち込み、3 人の子供が幼かったこともあり、生活は大変だった。このため、市役所の国民年金課へ出向き保険料免除申請書を提出した。

国民年金の納付記録が免除でなく未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の得意先であった会社は、申立人が主張するとおり、昭和 57 年 7 月に解散となっていたことなどが確認でき、免除申請を行ったとの申立人の主張を裏付けている。

また、申立人及びその配偶者は、昭和 49 年度以降、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付しており、夫婦そろって 1 年分のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間についての国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

A 区の職員が自宅に来た際に加入手続を行い、それまでの未納分も含めて国民年金保険料を納付したが、その期間が未納となっているとのことである。年金手帳や領収書も受領していたが、昭和 41 年 11 月に B 市で住所変更手続きをした際、新しい手帳を交付され、A 区の旧手帳は廃棄されてしまった。旧手帳に領収書を貼付していたため、納付を証明するものが何もなくなってしまったが、納付したことは事実である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除くすべての期間について納付済みであり、昭和 40 年度から 51 年度まで（確認できない 3 か月分を除く。）の国民年金保険料は、すべて期限内に納付されており、納付意識が高い。また、A 区の職員に支払ったとされる保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致し、申立内容どおり、区の職員による加入手続及び保険料徴収が行われていたことが確認できる。さらに、厚生省（当時）の通達に基づき、昭和 38 年までは市町村で過年度分の徴収を行うことは可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 42 年に国民年金に加入し、月額 200 円の保険料を 3 か月あるいは 6 か月に 1 度まとめて納め続けてきたが、申立期間について未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 14 か月を除き、38 年以上にわたって保険料はすべて納付済みである上、申立人が当時納めたとする保険料月額 200 円は当時の保険料月額と一致するほか、20 歳になって間もない昭和 42 年 4 月 11 日に国民年金手帳が交付されており、申立人が主張するとおり、納める気持ちはなければ加入手続をしないという申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間当時、申立人が居住する市では国民年金手帳を市役所にて一括保管し、被保険者に対しては「国民年金手帳保管証」を交付していたが、申立人は、昭和 48 年 7 月 24 日に市長名で発行された当該保管証を所持しており、これを根拠に申立期間の納付を証明する国民年金手帳があった旨主張するところ、当該保管証は当時真正に市長によって作成されたものと認められるので、申立人の主張するとおりの国民年金手帳が存在したものと考えざるを得ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から同年 8 月まで

国民年金の加入月数と納付月数に差異があることが分かり、社会保険事務所に電話で確認したところ、昭和 41 年 7 月、8 月分が未納とのことであった。しかしながら、役場に臨時職員として勤務していたこともあり、厚生年金の資格を取得する前の 2 か月間の加入期間は間違いなく納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前、役場の住民課や国民健康保険課等に臨時職員として勤務したことがあり、国民年金の加入義務に関する知識は有していたと考えられる。

また、申立期間については、役場と同じ建物内にある商工会に勤務しており、申立人が納入期限内に厚生年金に加入する前の 2 か月分を役場で納付していたとの主張も、合理性は認められる。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当初（昭和 36 年 4 月）から近所の誰よりも早く国民年金に加入し、一度も滞納することなく納付してきた。

したがって、昭和 36 年度及び 37 年度に係る期間について未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付方法について、昭和 36 年度及び 37 年度については郵便局で印紙を購入して納付し、38 年度からは、集金人により納付したと申し立てているが、この点について、確認できた当時の A 市の事務処理方法との間で齟齬は見られない。

また、申立人の国民年金手帳には、発行年月日が記載されていない上、国民年金手帳上の資格取得年月日は、制度開始前の「昭和 36 年 3 月 31 日」となっており、仮に昭和 36 年 4 月 1 日以降に加入手続が行われていれば、同日が資格取得日となるはずであるから、申立人が主張するとおり、同日より前に加入手続が行われたと考えるのが合理的である。

さらに、申立人及びその配偶者は、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当初（昭和 36 年 4 月）から近所の誰よりも早く国民年金に加入し、一度も滞納することなく納付してきた。

したがって、昭和 36 年度及び 37 年度に係る期間について未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付方法について、昭和 36 年度及び 37 年度については郵便局で印紙を購入して納付し、38 年度からは、集金人により納付したと申し立てているが、この点について、確認できた当時の A 市の事務処理方法との間で齟齬は見られない。

また、申立人の国民年金手帳には、発行年月日が記載されていない上、国民年金手帳上の資格取得年月日は、制度開始前の「昭和 36 年 3 月 31 日」となっており、仮に昭和 36 年 4 月 1 日以降に加入手続が行われていれば、同日が資格取得日となるはずであるから、申立人が主張するとおり、同日より前に加入手続が行われたと考えるのが合理的である。

さらに、申立人及びその配偶者は、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで

20 歳になってからの未納の国民年金保険料を納めるようにとの催促状が来たので、役場に出向いて、昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月までの分について、計 900 円の保険料を納入した。きちんと支払ったのに未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付があったとされているとともに、この保険料については、昭和 42 年 4 月以降、厚生年金に加入していることから、還付されたとされている。一方、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金がある場合に未納保険料があるときは、還付金をその保険料に充当することとされていた。このため、申立期間について充当することなく還付されている本件については、当時、社会保険庁の記録上も、申立期間について、納付済みとされていたものと考えられる。

また、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から同年 11 月まで

年金相談の際、国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 52 年 4 月から同年 7 月までは未納であり、同年 8 月に資格喪失している旨回答を受けたが、当該期間の領収書と地区の世話人の預り証があるため記録の訂正を申し出た。その結果、領収書のある昭和 52 年 4 月から同年 7 月までは未納から納付済みへ記録の訂正が行われたが、同年 8 月から預り証のある同年 9 月を含む同年 11 月までについては認められなかった。預り証ではあるが、保険料を納付した証拠に変わりはない。また、私は昭和 52 年 8 月には出国しておらず、日本にいて保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の出国による資格喪失年月は、昭和 52 年 8 月と記録されているが、パスポートによれば、申立人は同年 12 月に海外に出国し、日本に住所を有しなくなったことが認められ、申立人の資格喪失年月に誤りがある。

また、申立人の所持している保険料の預り証には集金人の署名及び押印もあり、記載された金額も当時の保険料額と一致しているほか、当時居住していた市では、申立人が主張するとおり、集金人による集金制度が実在していたことが確認できる。

さらに、申立期間以外は保険料の未納期間が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 47 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 8 万円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

「年金加入記録のお知らせ」には、昭和 47 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの 1 か月間の加入記録が記載されていない。昭和 45 年 4 月 1 日に入社以来、現在まで会社を辞めたことがない。調査し、納得のいく結論を期待する。

第 3 委員会の判断の理由

健康保険加入証明書及び人事記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格取得年月日については、事業主が管理していた被保険者名簿及び厚生年金基金の加入記録において「昭和 47 年 10 月 1 日」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 47 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 47 年 10 月の標準報酬月額については、事業主が管理していた被保険者名簿及び厚生年金基金の加入記録の記載並びに社会保険事務所の被保険者名簿における申立期間前後の期間の記録から、8 万円とすることが妥当である。

北海道国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
②昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金保険料を真面目に継続して納付しており、申立期間の納付を忘れることは考えられない。納付の途中で 6 か月だけ未納期間のあることは、納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳で国民年金に加入してから 60 歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みであるほか、申立期間はいずれも短期間であり、その期間のみ未納とされていることは不自然である。

また、申立期間において、申立人は国民年金に任意加入しており、申立人の納付意識は特に高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月

特例納付により昭和 45 年 1 月から 3 月までの分を納めたと記憶しており、3 月分だけ未納となっていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、未納期間の解消のため、特例納付により未納の 3 か月分を納入する意思があったと考えられ、3 月分のみ未納であるとは考え難い。

また、当時の特例納付額が 900 円であったところ、社会保険庁の資料では、「150 不足」と納付額不足を示唆する記載があり、納付額不足の場合には残金 (750 円) を還付する必要があると考えられるが、還付したとの記録はない。このため、不足分が納付されたにもかかわらず記録訂正を失念した可能性も考えられる。

さらに、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料は、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

岩手厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 44 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 45 年 12 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、昭和 44 年 10 月から 45 年 9 月の標準報酬月額は 2 万円、45 年 10 月から同年 11 月までの標準報酬月額は 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 16 日から 45 年 12 月 29 日 (資格喪失日) まで

A 社 B 工場 (当時) に勤務した厚生年金被保険者記録を社会保険事務所に確認したところ、厚生年金に加入していた記録がなかった。申立期間について厚生年金基金加入員証があるので被保険者期間であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 社からの回答によれば、申立人は申立期間に勤務したことが確認できる。また、申立人の厚生年金基金加入員証には加入員資格取得年月日が昭和 44 年 10 月 16 日と記載されている。あわせて、厚生年金基金からのお知らせのハガキからも基金の加入員期間が確認でき、厚生年金基金が保管する資格取得届及び資格喪失届によっても確認できる。

さらに、A 社からの回答によれば、届出は適正に行われたと思われるとの記載があり、当該事業所の他の被保険者のうち、申立人の前後に採用となった 29 人については資格取得の欠落の事例は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 44 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 45 年 12 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、厚生年金基金で保管する資格取得届により昭和44年10月から45年9月の標準報酬月額が2万円、また、月額算定基礎届により45年10月から同年11月までの標準報酬月額は2万4,000円とすることが妥当である。

山形厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A 社に昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 6 月 30 日まで勤務していた。

しかし、私の厚生年金被保険者記録を確認したところ、昭和 55 年 6 月 1 日に資格喪失となっており、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録から、申立てどおり昭和 55 年 6 月 30 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 社から、社会保険及び雇用保険の資格喪失届は、当時から現在まで同一の労務担当者が同一日に両届出を行っているので、申立人についても同一日に両届出を行っていたものとする旨の証言が得られている。

一方、健康保険の被保険者証の回収日は、申立人については昭和 55 年 7 月 5 日と記録されているが、他の従業員については資格喪失日から短期間のうちに回収が行われていることから、申立人の厚生年金の資格喪失届は離職日（昭和 55 年 6 月 30 日）以降同年 7 月 5 日までの間に行われたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A 社は、申立人の主張する昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 55 年 6 月の標準報酬月額については、申立人の被保険者原

票から確認できる直近の標準報酬月額6万4,000円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 38 年 3 月末日に町役場を結婚により退職した後、国民年金に任意加入し、昭和 40 年 4 月に公立学校共済組合に加入するまで滞りなく保険料を納付していたが、40 年 1 月から 3 月までの 3 か月間の納付記録が無い。

滞納する理由が無く、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

市役所に保管されていた申立人の被保険者名簿の「検認記録」欄をみると、申立期間である昭和 39 年度の 1 月から 3 月までの欄に過年度保険料として現金納付したことを推認させる「現納」の記載があり、また、これについては、当委員会が市長に対し、「現納」の意味するところを照会した結果でも「現金納付」を省略したものである旨の回答を得ているところである。

さらに、申立人は、町役場勤務期間中に国民年金事務に従事した経験があることから、年金に対する意識も高く、保険料の納付意欲が高かったと思われ、事実、申立人は、申立期間の 3 か月分以外には保険料の未納期間が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの分のみが未納となっている。しかし、当該期間については、同居していた父親が、私と妻の国民年金保険料を納付しており、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いてすべて国民年金保険料を納付している。

また、国民年金加入以降、父親がその配偶者及び申立人夫婦の保険料を納付しており、両親及び申立人の妻の国民年金加入期間についてはすべて納付されており、申立人だけが申立期間について未納となっているのは不自然である。

さらに、納付日が確認できた昭和 45 年度及び 60 年度以降については夫婦同一日に納付していることから、46 年度についても夫婦一緒に納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月まで
未納となっている期間のうち、昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までは納付した記憶があり、54 年、55 年及び 56 年分の確定申告書控には納付した事実を示す記載がある。

第 3 委員会の判断の理由

昭和 54 年から 56 年の 3 年分の確定申告書控を調査した結果、確定申告書控に記載されている国民年金保険料の支払額は当時の支払われるべき国民年金保険料の額と同一であり、申立期間後は、国民年金保険料をすべて納入している。

また、申立人は、申立期間以前に、昭和 50 年 3 月から同年 9 月まで（7 か月間）と、52 年 7 月から 53 年 12 月まで（18 か月間）未納があるが、これについては、未納を認めており、53 年の確定申告書控には、国民年金保険料納付の記載はないことから、申立内容の信用性は肯定される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月まで

会社員から自営業に変わり、当時、村役場から未納があることを知らされ、支払った記憶がある。以後、未納なく支払っており、未納は考えられない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短く、その後、申立人は、厚生年金と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも、適切に行っており、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、昭和 48 年 4 月には 48 年度分を前納し、しかも保険料額改定に伴う差額も納付しており、納付意欲は高かったと考えられることから、申立人があえて昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月までの 4 か月間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、夫婦とも国民年金に加入している期間のうち市町村の被保険者名簿で納付日を確認できる期間(昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで、61 年 12 月から平成 6 年 3 月まで)については、いずれも夫婦同一日に納付期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

夫が会社員から自営業に変わり、当時、村役場から未納があることを知らされ、支払った記憶がある。以後、未納なく支払っており、未納は考えられない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、昭和 48 年 4 月には 48 年度分を前納し、しかも保険料額改定に伴う差額も納付しており、50 年 3 月には 44 年 8 月から 47 年 3 月までの 32 か月分を特例納付しており、納付意欲は高かったと考えられることから、申立人があえて昭和 47 年度の 1 年間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、夫婦とも国民年金に加入している期間のうち市町村の被保険者名簿で納付日を確認できる期間(昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで、61 年 12 月から平成 6 年 3 月まで)については、いずれも夫婦同一日に納付期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から同年 11 月まで

社会保険事務所へ国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 61 年 10 月から同年 11 月までが未納期間となっているとの回答を得た。

申立期間について、当初は夫婦とも未納であったが、昭和 62 年 12 月頃に夫婦 2 人分の納付書が届き、まずは自分の分を 63 年 1 月下旬に納付し、そのことを夫に伝えたことにより、後日、夫が納付したことをはっきり記憶している。このため、夫が納付となっているのに自分の分が未納となっていることは納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。特に、昭和 36 年 4 月から 48 年 10 月までのうち 123 か月分は、任意加入し保険料を納付している。

申立期間については、申立人が夫より先に納付し、そのことを夫に伝えたことにより、夫が同未納期間について後日納付したと申し立てており、夫の分については、未納保険料の納付を勧奨する納付書が昭和 62 年 12 月 9 日に作成され、63 年 2 月 17 日に納付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の平成 8 年 8 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月から同年 11 月まで

20 歳以降約 8 年間に職場を 8 回変わっているが、国民年金に加入すべき期間は必ず保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 7 回行っているが、申立期間を除き、いずれも、適切に手続を行っており、未納期間は存在しない。

また、払い込みが苦しいため全額免除申請し認められた期間（6 か月間）についても、後日に納付しており、申立人の年金の納付意識は高いものと認められる。

さらに、申立人及びその弟の保険料は、同居していた母親が納付していたが、いずれも、申立期間を除き、国民年金保険料の納付が必要な期間について未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から昭和 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から昭和 40 年 3 月まで

社会保険事務所の記録によると、昭和 36 年 8 月から昭和 40 年 3 月までの期間が未納となっているが、当時、市役所から集金人が来て、月 100 円だったので、半年から 1 年分をまとめて支払った。

集金人は既に亡くなっているため確認できないが、国民年金手帳には、集金人の個人印による検認がなされている。

納付したことに間違いはないので、加入期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から昭和 40 年 3 月までの間、当時集金人であった者の個人印が押され、印紙検認台紙にも契印と集金人印の割り印が押されている。

また、集金人について市役所で確認したところ、実在していたことが判明した。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から昭和 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁において昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとされたが、昭和 42 年 1 月に国民年金の任意加入手続を行うとともに、当月分の保険料を納付した。その後は市の集金人に保険料を支払い、国民年金加入期間についてすべて納付しているため、未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、3 か月と短期間である。

また、市の集金人に国民年金保険料を支払ったとの申立てについては、申立期間当時、申立人が居住していた地域において、集金人による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は国民年金に任意加入し、申立期間を含めた 13 年余りの任意加入期間について、申立期間を除きすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から同年 9 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、妻とともに地区の納税組合を通じて欠かさず納付してきたが、社会保険庁の記録では、昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの私の保険料が未納となっている。

夫婦一緒に自宅で納税組合の徴収員に渡しており、私だけが未納ということとは考えられない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納はなく、配偶者は、すべて納付している。また、申立期間当時は納税組合を通じて国民年金保険料を納付しており、申立期間について、申立人の国民年金保険料のみが未納とされるのは不自然である。さらに、当時、申立人と同じ納税組合に所属していた組合員のうち、年金記録の確認が取れた 5 人の納付記録をみると、申立期間を含めすべて納付されているなど、同組合の納付率は非常に高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 46 年 4 月から 61 年 1 月までは付加保険料についても納付するなど、納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から同年 9 月まで

年金相談の際、国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 52 年 4 月から同年 7 月までは未納であり、同年 8 月に資格喪失している旨回答を受けたが、保険料について、当該期間の領収書と地区の世話人の預り証があるため納付記録の訂正を申し出た。その結果、領収書のある昭和 52 年 4 月から同年 7 月までは未納から納付済みへ記録の訂正が行われたが、同年 8 月及び預り証のある同年 9 月については認められなかった。預り証ではあるが、保険料を納付した証拠に変わりはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している保険料の預り証には集金人の署名及び押印もあり、記載された金額も当時の保険料額と一致しているほか、当時居住していた市では、申立人が主張するとおり、集金人による集金制度が実在していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、パスポートによれば、申立人は、昭和 52 年 8 月 17 日に海外に出国して、日本に住所を有しなくなったことが認められ、申立期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。